ヌ　ＥＴＣパーソナルカード
　六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカード
ル　ＥＴＣコーポレートカード
　三会社が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカード
ヲ　ＥＴＣシステム
　省令第１条に規定する有料道路自動料金収受システム
ワ　ＥＴＣ車
　ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）
カ　ＥＴＣ車等
　ＥＴＣ車並びに櫃石島、岩黒島及び与島又は馬島を通行できるものとして会社が指定した自動車
ヨ　休日
　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日
タ　山陽自動車道
　高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
レ　高松自動車道
　高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線

⑵　料金の額

料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表２及び別表３に定める料金の額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入（その加算した後の額が310円未満になる場合は切捨て）により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

ただし、平成26年４月１日から平成36年３月31日までの間のＥＴＣ車等の料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表４（当分の間、ＥＴＣ車のうち中型車、大型車又は特大車が休日に走行（本四道路の流入する料金所及び流出する料金所をどちらも休日に通行する一の走行をいう。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、休日の午前１時（前日が休日の場合は午前０時）から翌午前０時までの間に通行する走行をいう。）する場合は別表６）及び別表５に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入（その加算した後の額が310円未満になる場合は切捨て）により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

なお、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

⑶　通行止めに伴う料金調整

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。ただし、平成26年４月１日から平成36年３月31日までの間におけるＥＴＣ車等については、以下の額を一律150円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

㈱　本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表１に定めるものをいう。

⑷　料金の割引

イ　障害者割引

㈠　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

①　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

②　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

㈡　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

ロ　大口・多頻度割引

㈠　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

㈡　割引率

本四道路を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
１万円を超え、５万円までの部分	6.9パーセント
５万円を超える部分	13.8パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。